

# 小中学校等受水槽・高置水槽清掃業務委託 仕様書

## <注意事項>

本業務を履行するにあたり、以下の事項を遵守すること。

- ・ 貯水槽清掃作業監督者（有効期間が適切であること）を1名以上現地に配置すること。  
(詳細については、後述の「4. 清掃作業監督者及び従事者」の項を参照すること)

※ 上記要件が満たされない場合は、履行品質に適合しないため契約不適合となるので入札参加者は厳重に注意すること。

### 1. 業務の場所

委託業務の施設は、別表のとおりとする。(全25校)

### 2. 委託期間

契約締結時 ～ 令和6年10月31日

現場作業は原則、夏休み中（7月21日～8月29日）に行うこと。

ただし、閉校となった旧戸奈良小は除く。

### 3. 業務の内容

本委託業務において実施すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 受水槽及び高置水槽（以下「貯水槽」という）の清掃。
- (2) 貯水槽及び付帯機器の目視点検。
- (3) その他貯水槽の清掃上必要と認められる事項。

### 4. 清掃作業監督者及び従事者

作業に従事する清掃作業監督者及び従事者については、次のとおりとする。

- (1) 現場作業責任者として、「貯水槽清掃作業監督者」の資格を持つ者を作業の監督にあたらせること。
  - ・ 「貯水槽清掃作業監督者」：厚生労働大臣の定めるところによる飲料水の貯水槽の清掃に関する監督を行うものための講習の課程を修了し6年を経過しない者（若しくは公益財団法人日本建築衛生管理教育センターが行った貯水槽清掃作業監督（再）講習会を受講して6年を経過していない者）。
- (2) 清掃作業従事者は、厚生労働大臣の定める研修を修了したものであること。

## 5. 作業従事者の健康管理

受託業者は、清掃作業監督者及び従事者に業務実施期間中に疾病を持たない健康体の者を選定し、水道法第21条及び同法施行規則第16条に準拠した健康管理を行わなければならない。

## 6. 作業に用いる用具

受託業者は、次に定める清掃用具を必ず使用しなければならない。

- (1) 作業に使用する清掃用具は、飲料水貯水槽清掃専用のものとする。
- (2) 清掃用具は、使用前に十分に消毒すること。
- (3) 掃業者は、貯水槽内に入る時は、消毒済みの作業衣・作業帽・マスク・ゴム長靴・ゴム手袋を着用する。

## 7. 清掃作業の手順

受託業者は、次に定める清掃作業実施手順に基づいて貯水槽を清掃すること。

- (1) 貯水槽の清掃作業は、受水槽・高置水槽の順に実施し、高置水槽の清掃も受水槽と同一日に実施すること。
- (2) 作業直前に貯水槽周辺の床及び外部の回りの清掃を行うこと。
- (3) 貯水槽・給水栓末端の残留塩素・色度・濁度・臭気・味を測定又は検査すること。
- (4) 貯水槽を排水し、清掃前の状態を撮影すること。このとき、底部にたまっている泥状物が給水管に流れ込まないようにすること。
- (5) 排水完了後、貯水槽の水洗いを行い、泥状物・鉄錆等の沈積物質・浮遊物質及び壁面等の付着物質等を全て除去すること。なお、槽内の金物等鉄部の発錆は、ワイヤーブラシ掛け等を行い、完全に除去すること。
- (6) 水分を拭き取り、塩素剤による1回目の消毒を行うこと。この後は、作業上必要最小限度の入槽者とする。
- (7) 消毒完了後、貯水槽の蓋を閉じて30分以上放置すること。
- (8) 30分以上経過後、再度貯水槽内の水洗いを行うこと。また、貯水槽外部の仕上げ清掃を行うこと。
- (9) 水分を拭き取り、塩素剤による2回目の消毒を行うこと。
- (10) 消毒完了後、貯水槽の蓋を閉じて30分以上放置すること。2回目の消毒完了後は、貯水槽内へ立入らないこと。
- (11) 30分以上経過後、貯水槽内に水を張ること。
- (12) 水張り完了後、給水栓末端の残留塩素・色度・濁度・臭気・味を測定又は検査し、異常のないことを確認すること。
- (13) 貯水槽の清掃完了後、機器が正常に稼働し、貯水槽へ異常なく入水されたことを確認し、確実に後片づけを行うこと。

## 8. 写真撮影

受託業者は、作業の実施状況等を次に定める方法により撮影し、業務完了後、報告書及びその他関係書類と併せて提出すること。

- (1) 撮影は清掃前・清掃後の写真を撮影すること。
- (2) 撮影には白墨（チョーク）を用いない記名板（ホワイトボード等）を用い、学校名・撮影年月日・撮影箇所・受託者名・撮影内容等を必ず記載すること。

## 9. 貯水槽及び付帯機器の点検

受託業者は、貯水槽の清掃と併せて、防虫網等の破損の有無、貯水槽漏水箇所の有無及び貯水槽内外の機器（電極棒、ボールタップ、ポンプ等）の正常な作動を確認すること。また、作業当日に処理できない異常箇所を発見した場合には、速やかに報告を行うこと。

## 10. 水質検査

受託業者は、清掃作業完了後、次のとおり水質検査を実施し、業務完了後、水質検査結果成績書を提出すること。

- (1) 水質検査は、高置水槽1基につき1検体を採水し検査すること。なお、高置水槽の設置されていない学校については、受水槽毎に検体を採水すること。
- (2) 水質検査は、公的機関又は県知事の許可を受けた証明事業者に依頼し、水質基準を満たした検査結果成績書を提出すること。なお、検査結果に基準を満たさない項目がある場合は清掃を再度実施するなどの措置を講じた上で改めて水質検査を実施すること。
- (3) 水質検査結果成績書は、業務期限完了日までに業務完了報告書と併せて提出すること。

### <水質検査：11項目>

項目	基準値
一般細菌	100 個/ml 以下
大腸菌	検出されないこと
亜硝酸態窒素	0.04mg/l 以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l 以下
塩化物イオン	200mg/l 以下
有機物（TOC）	3mg/l 以下
pH値	5.8～8.6 の範囲内
味	異常でないこと
臭気	異常でないこと
色度	5 度以下
濁度	2 度以下

### 1 1. 損失・事故対応の負担

清掃作業のため設備に損傷等を与えた場合、または清掃作業の不完全に起因して事故が生じた場合は、受託業者の責任において清掃前への復元若しくは補修または安全な水を供給するための作業を行わなければならない。

### 1 2. 法令への準拠

その他清掃作業において本仕様書に定めのない事項については、建築物における衛生的環境の確保に関する法律等に準拠するものとする。

### 1 3. 特記事項

- ・ 吾妻小学校については、高置水槽排水の際にバルブを全開にしてしまうと、排水系統の許容量を超えてしまい、水漏れが発生する事故が過去に起きていることから、特に慎重に作業を行うこと。
- ・ 旧戸奈良小学校については、現在無人のため学校管理課の職員が立会いを行うので、直接担当者と調整して予定を立てること。  
(日程については履行期間内であれば夏休み外でも可能)
- ・ 清掃作業の日程については、請負業者側で各学校と調整し、最終的な一覧表を提出すること。

### 1 4. その他

- ・ 本仕様書に疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項で必要がある場合は、別途協議をおこなうものとする。

## 小中学校等 受水槽・高置水槽一覧

	No.	学校名	所在地	受水槽	高置水槽	備考
小学校	1	佐野小	金屋下町10	20.00	5.00	
	2	天明小	大祝町2311	19.00	—	圧送ポンプ
	3	植野小	植上町1272	30.00	10.00	
	4	界小	馬門町1539	24.00	6.00	
	5	犬伏小	犬伏下町1983	40.00	18.00	
	6	犬伏東小	伊勢山町1534	22.50	10.00	
	7	城北小	堀米町1156	45.00	18.00	
	8	旗川小	並木町964	24.00	5.00	
	9	吾妻小	上羽田町1369-1	20.00	8.00	
	10	赤見小	赤見町3229	20.00	—	圧送ポンプ
	11	石塚小	石塚町1408-2	24.00	9.00	
	12	出流原小	出流原町1038-1	9.00	3.00	
	13	田沼小	田沼町603	21.00	6.00	
	14	吉水小	吉水町832	15.00	6.00	
	15	栃本小	栃本町1037	8.00	4.50	
	16	多田小	多田町998	10.00	6.00	
	17	旧戸奈良小	戸奈良町1140	8.00	4.50	(閉校)
	小学校 計			359.50	119.00	受水槽 : 17基 高置水槽 : 15基
中学校	18	城東中	若松町405	45.00	—	
	19	西中	大橋町2026	27.00	10.00	
	20	南中	植下町1205	24.00	15.00	
	21	北中	富岡町93	43.75	15.00	
	22	赤見中	出流原町628-1	37.50	15.00	
	23	田沼東中	栃本町2287	24.00	7.50	南棟
				—	5.00	北棟
	中学校 計			201.25	67.50	受水槽 : 6基 高置水槽 : 6基
義務 教育 学校	24	あそ野学園	戸室町156	60.00	—	
	25	葛生	葛生西3-4-1	18.00	—	
	義務教育学校 計			78.00	0.00	受水槽 : 2基 高置水槽 なし
	全合計			638.75	186.50	受水槽 : 25基 高置水槽 : 21基